

参 考

川崎市の公共用水域

本市は、市域面積約 144km²、人口約 133 万人（平成 18 年 4 月 1 日現在）で、東は東京湾に面し、南北を多摩川と鶴見川に挟まれ、南東から北西へ延長約 33km にわたる細長い地形となっている。

市内の水域は、多摩川水系、鶴見川水系及び海域（東京湾）の 3 つからなり、市内を流れる中小河川は、多摩川水系と鶴見川水系に分けられ、その総延長は 76.2km に及んでいる。

1 多摩川水系

（1）多摩川

多摩川は、流路延長 138km で、山梨県北東部の秩父山塊にその源を發し、途中、小菅川、秋川、浅川などが合流し、東京湾に注いでいる。多摩川の河口部から 29.8km の間は、本市と東京都の境を流れている。市内の河川としては、三沢川、平瀬川が合流している。

（2）三沢川

三沢川は、麻生区黒川にその源を發し、途中、東京都稲城市内を流れ、再び本市に入り、多摩区布田（上河原堰下）において多摩川に合流している。市内の流路延長は 4.2km で、上流域は比較的自然的状態が残されている。

（3）平瀬川

平瀬川は、宮前区水沢の丘陵にその源を發し、途中、支川と合流し、宮前区及び高津区の西部地域を中心に流れ、高津区久地において多摩川に合流している。支川を含めた流路延長は、11.3km で多摩川水系の市内河川では流域面積が最大である。多摩川に合流する前に国土交通省が設けた平瀬川浄化施設（礫間接触酸化法）により、水質浄化が図られている。

（4）二ヶ領用水

二ヶ領用水は、農業用水として約 400 年前につくられ、多摩川の上河原及び宿河原の両堰堤から取水している。古くから市民に親しまれ、護岸の整備に合わせて親水化が図られてきた。山下川、五反田川等が合流し、多摩区及び高津区内を流れ、途中、高津区久地の円筒分水手前で平瀬川に合流し、再び多摩川に注いでいる。一部の水は円筒分水から下流の高津区、中原区、幸区を流れるが、中原区今井仲橋の下流でその一部が渋川を経て矢上川に合流している。山下川、五反田川等を含めた流路延長は 26.7km である。

なお、五反田川は流路延長 4.8km で麻生区細山に源を發し、細山調整池を経て多摩区東生田で二ヶ領本川に合流している。

（5）排水路・下水路

多摩川に合流する雨水排水路として、登戸、諏訪、宮内等の排水路・下水路がある。これらの流路延長は短く、生活排水がほとんどを占めているが、最近では流域の下水道の整備が進み、水質の良化が見られる。

2 鶴見川水系

（1）鶴見川

鶴見川は、流路延長 42.5km で東京都町田市の丘陵地にその源を發し、途中、恩田川、矢

上川などが合流している。幸区南加瀬で横浜市との境を流下し、横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる。上流部（谷本川）では麻生川、真福寺川、早野川、下流部では矢上川が合流している。

(2) 麻生川

麻生川は、麻生区金程の丘陵地にその源を発し、麻生区中央を南下し、途中、片平川と合流し、鶴見川（谷本川）に注いでいる。片平川を合わせた流路延長は7.3kmで、流域は住宅等の開発が急速に進んでいる。

(3) 矢上川

矢上川は、宮前区土橋にその源を発し、途中、有馬川、江川、渋川等が合流している。宮前区、高津区、中原区を東に流れ、幸区南加瀬（鷹野大橋上）で鶴見川に合流している。有馬川等を合わせた流路延長は21.7kmであり、鶴見川水系の市内河川では最も長く、流域面積、流域人口も最大である。

なお、有馬川は、流路延長5.3kmで宮前区有馬に源を発し、高津区野川で矢上川に合流している。渋川は流路延長2.4kmで、中原区内で二ヶ領用水円筒分水下流から分かれ、幸区で矢上川に合流している。

3 海域（東京湾）

多摩川及び鶴見川が注ぐ東京湾は、奥行き約80km、平均幅約30km、面積約1,400km²であるが、浦賀と富津を結ぶ湾口の幅はわずか6kmで、閉鎖性の水域である。本市の臨海地域は京浜工業地帯の中樞を成しており、北側で東京都、西側で横浜市に接し、幅は約8kmである。浮島町、千鳥町、東扇島等の埋立地が造成されており、京浜運河、大師運河等大小16の運河がある。

環境基準・排水基準等

1 環境基準等

- (1) 公共用水域に関する環境基準等（抜粋）…………… 193
 - ア 水質汚濁に係る環境基準…………… 193
 - イ 環境基準水域類型指定一覧表…………… 195
 - ウ 川崎市河川水質管理計画…………… 198
- (2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準（抜粋）…………… 199
- (3) 公共用水域及び地下水に係る要監視項目の指針値（抜粋）…………… 200
- (4) 土壌の汚染に係る環境基準（抜粋）…………… 201
- (5) ダイオキシン類に係る環境基準（抜粋）…………… 203

2 工場・事業場（以下「工場等」という。）の排水等々に適用される排水基準等…………… 204

- (1) 有害物質等の排水基準及び規制基準（抜粋）…………… 204
 - ア 工場等の排水等々に適用される排水基準及び規制基準…………… 204
 - イ 排水指定物質に係る暫定基準…………… 206
 - (2) 水の汚染状態を示す項目に係る排水基準及び規制基準（抜粋）…………… 207
 - ア 工場等の排水等の排水基準及び規制基準…………… 207
 - イ し尿その他生活に起因する排水のみを排出する工場等であってし尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員（以下「処理対象人員」という。）が50人以下のし尿浄化槽を除く。）又は下水道終末処理施設のみを設置する工場等の排水基準及び規制基準…………… 209
 - (ア) し尿浄化槽以外のし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する工場等…………… 209
 - (イ) 処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽を設置する工場等…………… 209
 - (ウ) 処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽を設置する工場等…………… 210
 - (エ) 処理対象人員が51人以上200人以下のし尿浄化槽を設置する工場等…………… 210
 - ウ 旅館業の用に供する施設等を設置する工場等の排水基準及び規制基準…………… 211
 - エ 畜舎等のみを設置する特定事業場の上乗せ排水基準…………… 212
 - オ その他の工場等規制基準…………… 212
 - カ 窒素含有量及びりん含有量の上乗せ排水基準…………… 213
- 3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準…………… 215
- 4 土壌汚染に関する基準…………… 216
- 5 指定区域の指定基準及び汚染土壌措置基準…………… 218
- 6 地下水の浄化基準…………… 219
- 7 特定地下浸透水の有害物質等を含むものとしての要件…………… 220
- 8 地下水の水質浄化に係る措置命令の必要な限度…………… 221

1 環境基準等

(1) 公共用水域に関する環境基準等

ア 水質汚濁に係る環境基準（抜粋）

(昭和 46.12.28 環告 59)

別表 1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	B O D	S S	D O	大腸菌群数
A A	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 mg/L 以上	

備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）

海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	COD	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5 mg/L 以上		検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2 mg/L 以上		

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
	自然環境保全及び以下の欄に掲げ るもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	水産1種、水浴及び以下の欄に掲げ るもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの（水 産3種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05mg/L 以下
	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考	1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域 について行うものとする。		

別表3 水生生物保全環境基準

(平成15.11.5 環告)

項目	水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
全亜鉛	河川及び 湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚孔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
		生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
		生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚孔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
	海域	生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖 場）又は幼稚孔の生育場として特に保全が必要 な水域	0.01mg/L以下

イ 環境基準水域類型指定一覧表
生活環境の保全に関する類型指定

水域名	範囲	当該 類型	達成 期間	告示番号 告示年月日	暫定目標
多摩川上流(1)	和田橋より上流(小河内 ダム貯水池に係る部分 を除く)	A A	イ	告示第 27 号 H10.6.1	
多摩川上流(2)	和田橋から拝島橋まで	A	ハ	閣議決定 S45.9.1	
多摩川中・下流	拝島橋より下流	B	イ	告示第 17 号 H13.3.30	
二ヶ領本川	全域	B	ハ	県告示第 760 号 H15.10.7	
平瀬川	"	B	ハ	"	
三沢川	"	C	イ	"	
鶴見川上流	烏山川合流点から上流	D	ハ	閣議決定 S45.9.1	
鶴見川下流	烏山川合流点から下流	E	ハ	"	
東京湾 (1)	図 1 参照	海域 C	イ	告示第 33 号 H14.3.29	
東京湾 (2)	"	海域 C	イ	"	
東京湾 (3)	"	海域 C	ロ	"	
東京湾 (4)	"	海域 C	イ	"	
東京湾 (5)	"	海域 C	イ	閣議決定 S46.5.25	
東京湾 (6)	"	海域 C	イ	告示第 33 号 H14.3.29	
東京湾 (7)	"	海域 C	イ	"	
東京湾 (8)	"	海域 C	イ	閣議決定 S46.5.25	
千葉港 (甲)	"	海域 C	イ	告示第 33 号 H14.3.29	
東京湾 (9)	"	海域 B	ハ	"	
東京湾 (10)	"	海域 B	ロ	"	
東京湾 (11)	"	海域 B	ロ	閣議決定 S46.5.25	
東京湾 (12)	"	海域 B	イ	告示第 33 号 H14.3.29	
東京湾 (13)	"	海域 B	ロ	閣議決定 S46.5.25	
東京湾 (14)	"	海域 B	ロ	"	
東京湾 (15)	"	海域 B	イ	告示第 33 号 H14.3.29	
千葉港 (乙)	"	海域 B	イ	閣議決定 S45.9.1	
東京湾 (16)	"	海域 A	ロ	閣議決定 S46.5.25	
東京湾 (17)	"	海域 A	イ	"	

水域名	範囲	当該 類型	達成 期間	告示番号 告示年月日	暫定目標
千葉港	図2参照	海域	イ	告示第19号 H14.3.15	
東京湾 (イ)	"	海域	イ	"	
東京湾 (ロ)	"	海域	二	"	
東京湾 (ハ)	"	海域	イ	"	
東京湾 (ニ)	"	海域	二	"	
東京湾 (ホ)	"	海域	二	"	

(注) 1 達成期間は、次のとおりである。

(1) 「イ」は、直ちに達成

(2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

(3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

(4) 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

2 告示は環境省告示、県告示は神奈川県告示のことである。

水生生物保全に関する類型指定

水域	該当類型	達成期間	備考	告示番号 告示年月日
多摩川上流(拝島橋より上流。ただし、小河内ダム貯水池(奥多摩湖)(全域)に係る部分を除く)	河川生物A	直ちに達成する。	多摩川水系の多摩川	告示第93号 H18.6.30
多摩川中・下流(拝島橋より下流)	河川生物B	直ちに達成する。	多摩川水系の多摩川	告示第93号 H18.6.30

(注) 1 該当類型の欄中の「河川生物A」及び「河川生物B」とは、告示別表2の1(1)のイの類型の欄に掲げる「生物A」及び「生物B」である。

2 備考の欄の多摩川水系の多摩川とは、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)別表の一の夕に規定する水域である。

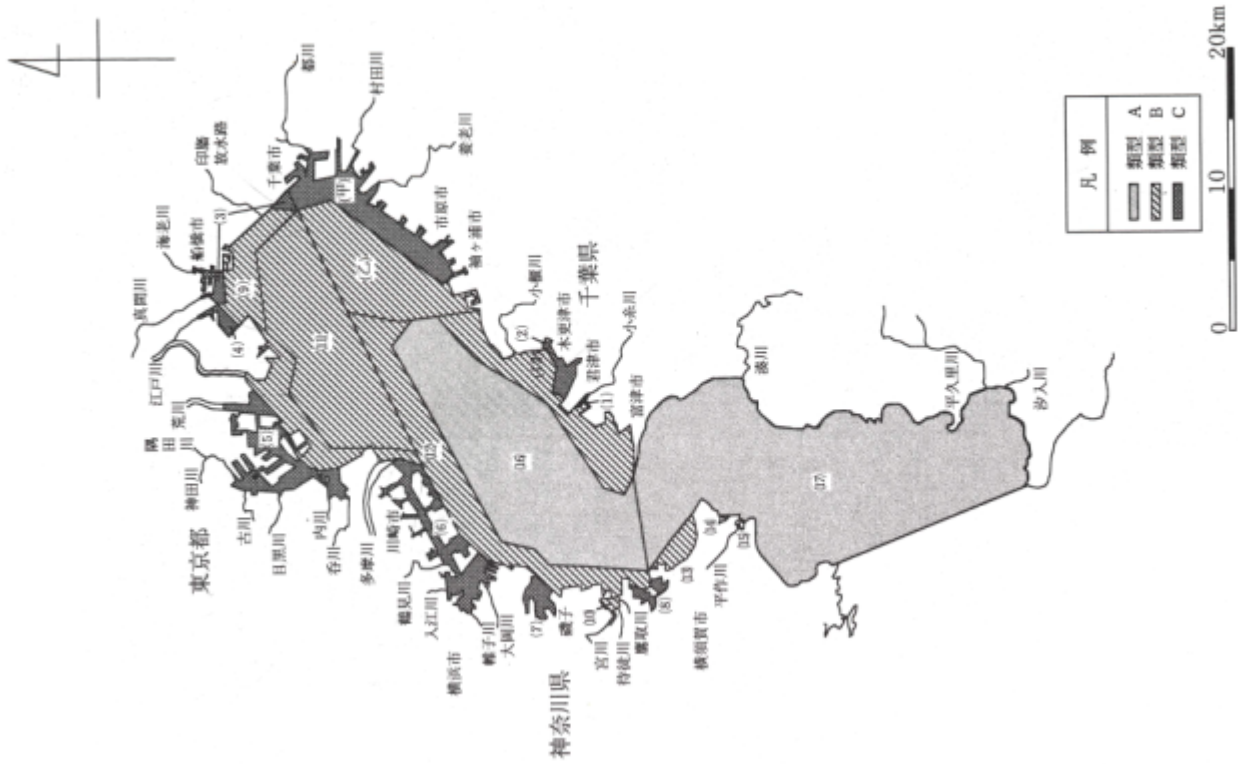


图 1 东京湾环境基準類型指定概況图 (COD)

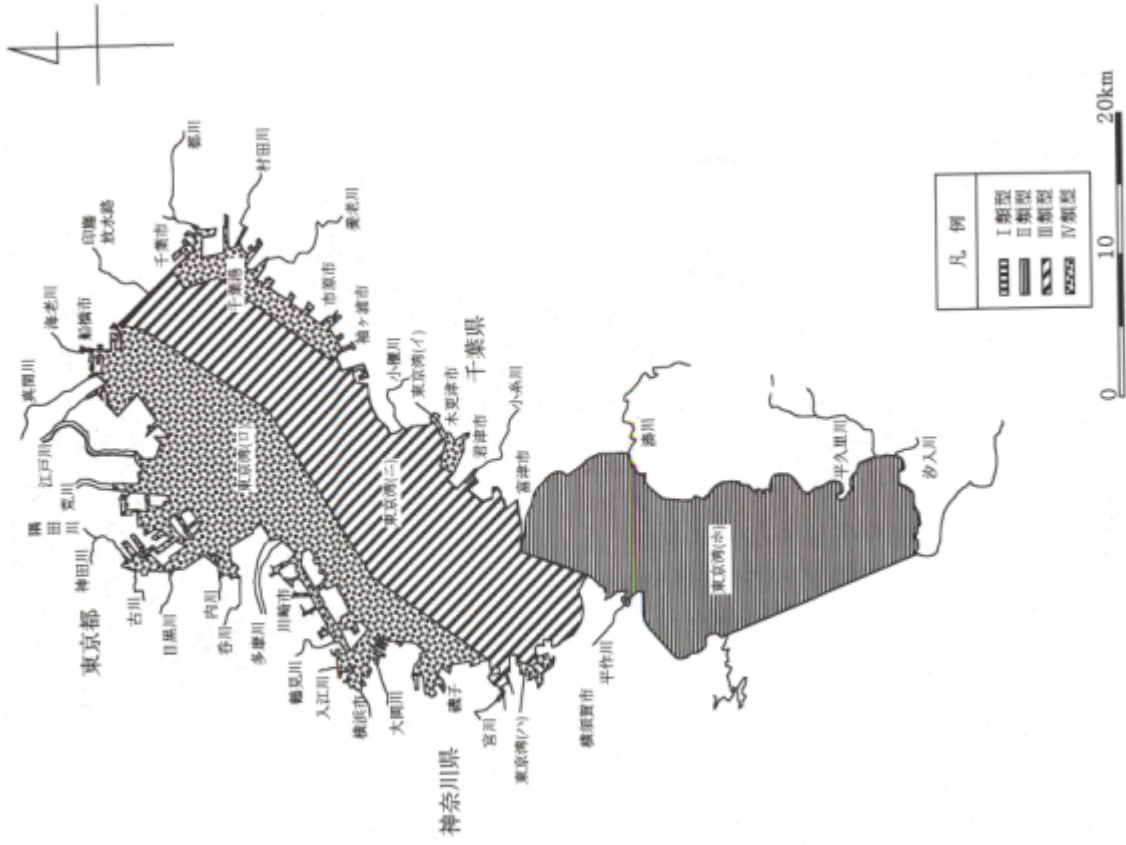


图 2 东京湾环境基準類型指定概況图 (全窒素及び全磷)

ウ 川崎市河川水質管理計画

(平成 5.4.1)

(ア) 人の健康の保護に関する環境目標

- ・対象水域 公共用水域
- ・対象項目及び環境目標値

対象項目	環境目標値	対象項目	環境目標値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下

・達成時期 目標設定時から

(イ) 生活環境の保全に関する環境目標

- ・対象水域
 - 多摩川水系 三沢川、五反田川、二ヶ領用水、平瀬川
 - 鶴見川水系 麻生川、片平川、真福寺川、矢上川、有馬川、渋川
- ・対象項目及び環境目標値

対象項目 対象水域	環境目標値		
	BOD	COD	生物
AA目標	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	多様な生物が生息できる水質
A 目標	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下	
B 目標	8 mg/L 以下	8 mg/L 以下	ドジョウ、モツゴ、コイ、フナ等の魚類が生息できる水質
C 目標	10mg/L 以下	10mg/L 以下	コイ、フナが生息でき不快のない水質

- A A 目標の対象河川 五反田川、二ヶ領用水、平瀬川
- A 目標の対象河川 三沢川
- B 目標の対象河川 麻生川、片平川、真福寺川
- C 目標の対象河川 矢上川、有馬川、渋川
- ・達成期間 平成 21 年度
- ・評価方法 年間データのうち 75% 値

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準(抜粋)

(平成9.3.13 環告10)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1,43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

(3) 公共用水域及び地下水に係る要監視項目の指針値(抜粋) (平成 5.3.8 環水管 21)

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅	0.04 mg/L 以下	クロロタロニル	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	E P N	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス	0.008 mg/L 以下	フェノブカルブ	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス	0.008 mg/L 以下	クロルニトロフェン	
トルエン	0.6 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチル	0.06 mg/L 以下	ニッケル	
モリブデン	0.07 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下		

(4) 土壌の汚染に係る環境基準(抜粋)

(平成3.8.23 環告46)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1 kgにつき1 mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.02mg以下であること。
トリス-1,2-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1 Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1 Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1 Lにつき0.01mg以下であること。

項 目	環 境 上 の 条 件
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8 mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4 mg及び 3 mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p>

(5) ダイオキシン類に係る環境基準 (抜粋)

(平成 11.12.27 環告 68)

第 1 環境基準

- 4 水質の汚濁 (水底の底質の汚染を除く。) に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

別表

媒体	基準値
水質 (水底の底質を除く。)	1 p g - TEQ / L 以下
水底の底質	150 p g - TEQ / g 以下
土壌	1,000 p g - TEQ / g 以下
備考	1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2 工場等の排水等に適用される排水基準等

工場等の排水等に適用される排水基準及び規制基準は次のとおりである。

- ・ 排水基準を定める省令（昭和46.6.21 総令第35号以下「省令」という。）に基づく排水基準（以下「一律排水基準」という。）
- ・ 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和46.10.15 神奈川県条例第52号以下「上乘せ条例」という。）に基づく排水基準（以下「上乘せ排水基準」という。）
- ・ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11.12.24 川崎市条例第50号以下「条例」という。）に基づく排水の規制基準（以下「規制基準」という。）

(1) 有害物質等に係る排水の排水基準及び規制基準（抜粋）

工場等の排水等に含まれる有害物質等（条例では排水指定物質）の濃度の許容限度について、一律排水基準は省令別表第1及び第2に、上乘せ排水基準は上乘せ条例別表第2及び第3に、規制基準は条例施行規則別表第11に定められている。

ア 工場等の排水等に適用される排水基準及び規制基準

項 目	許 容 限 度		
	一律排水基準又は 上乘せ排水基準 (mg/L)	規制基準 (ダイオキシン類を除き、mg/L)	
		新設	新設以外
カドミウム及びその化合物	0.1	0.1	0.1
シアン化合物	1	1	1
有機燐化合物(ハ ^o ラチオ,メ ^o ルハ ^o ラチオ,メ ^o ルジ ^o メ ^o ト及びE P Nに限る。)	0.2	0.2	0.2
鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.3	0.3	0.3
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02	0.02
1, 2 - ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04
1, 1 - ジクロロエチレン	0.2	0.2	0.2
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4
1, 1, 1 - トリクロロエタン	3	3	3
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06
1, 3 - ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2

項 目	許 容 限 度		
	一律排水基準又は 上乗せ排水基準 (mg/L)	規制基準 (ダイオキシン類を除き、mg/L)	
		新設	新設以外
ベンゼン	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	海域 230 その他 10	海域 230 その他 10	海 230 その 10
ふっ素及びその化合物	海域 15 その他 8	海域 15 その他 8	海域 15 その 8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	100	100
ダイオキシン類		10 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L
フェノール類	0.5	0.5	0.5
銅及びその化合物	1 (新設)	1	3
	3 (新設以外)		
亜鉛及びその化合物	1 (新設)	1	3
	3 (新設以外)		
鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)	3 (新設)	3	10
	10 (新設以外)		
マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)	1	1	1
クロム及びその化合物	2	2	2
ニッケル及びその化合物		1	1

- 備考 1 一律排水基準又は上乗せ排水基準は、特定施設(水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)を設置する工場等(同法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。以下「特定事業場」という。)の排水に適用する。
- 2 印の項目に係る一律排水基準は省令別表第2に、上乗せ排水基準は上乗せ条例別表第3に定められており、1日当たりの平均的な排水量が50m³未満の特定事業場から排出される排水については適用しない。印以外の項目に係る一律排水基準は省令別表第1に、上乗せ排水基準は上乗せ条例別表第2に定められている。
- 3 印の基準は上乗せ排水基準を示す。また、上乗せ排水基準において、「新設」とは、昭和46年11月1日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合にあつては、当該特定施設が定められた日をいう。)以後に設置する特定事業場(昭和46年11月1日前から建設工事中のものを除く。)をいう。
- 4 及び 印の基準は、省令附則別表に掲げる業種に属する特定事業場の排水について、別途暫定基準を適用する。暫定基準の期間は 印は平成6年2月1日から15年間、 印は平成13年7月1日から6年間である。
- 5 印の基準は、条例施行規則附則別表に掲げる業種に属する工場等の排水について、平成19年6月30日まで、別途暫定基準を適用する。(「2(1)イ 排水指定物質に係る暫定基準」を参照)
- 6 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の許容限度は、アンモニ

ア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量とする。

7 規制基準の「新設」とは、昭和46年9月11日（旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）に属する工場等にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日。以下この表において「基準適用日」という。）以後に設置した工場等（基準適用日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。

ただし、基準適用日前に設置した工場等（基準適用日前から設置の工事がされているものを含み、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満のものを除く。）にあつては、基準適用日（水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設を設置する工場等にあつては、当該特定施設が定められた日）以後に特定施設を設置して新たに特定事業場となったものを含む。

8 規制基準は畜舎に係る排水については、適用しない。

9 規制基準の砒素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。）を利用する工場等に係る排水については、適用しない。

イ 排水指定物質に係る暫定基準

排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度 (mg/L)
ほう素及びその化合物	電気めっき業（海域以外）	50
	温泉を利用する工場等	500
ふっ素及びその化合物	電気めっき業（海域以外）	15
	昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉を利用する工場等	50
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	電気めっき業	500

備考 この表の左欄に掲げる排水指定物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場等が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の条例施行規則別表第11又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該工場等に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の許容限度は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量とする。

(2) 水の汚染状態を示す項目の排水基準及び規制基準(抜粋)

一律排水基準は省令別表第2、上乘せ排水基準は上乘せ条例別表第3、規制基準は条例施行規則別表第12

ア 工場等の排水等に適用される排水基準及び規制基準

項目	許 容 限 度			
	一律排水基準又は上乘せ排水基準 (水素イオン濃度、大腸菌群数を除き、mg/L)		規制基準(水素イオン濃度、大腸菌群数を除き、mg/L)	
	新 設	新設以外	新 設	新設以外
水素イオン濃度(水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量	25(20)	60(50)	25	60
化学的酸素要求量	25(20)	60(50)	25	60
浮遊物質	70(40)	90(70)	70	90
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5		5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	5	10	5	10
大腸菌群数	3000 個/cm ³		3000 個/cm ³	3000 個/cm ³
窒素含有量	120(60)			
りん含有量	16(8)			
臭 気			受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	
色汚染度			排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。	
温 度			排水の水温は38度以下とし、かつ、当該排水を放流する水域の水温を10度以上超えないものとする。	

備考 1 一律排水基準又は上乘せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満の特定事業場から排出される排水については適用しない。

ただし、水素イオン濃度に係る上乘せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満の特定事業場から排出される排水については適用する。

2 生物化学的酸素要求量に係る上乘せ排水基準は湖沼及び海域以外の公共水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る上乘せ排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。

3 ()内の数値は日間平均を示す。

4 印の基準は上乘せ排水基準を示す。

5 上乘せ排水基準では、特定事業場の設置日により許容限度が異なる。この表の「新設」とは、昭和46年11月1日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定

施設に係る場合にあっては、当該特定施設が定められた日をいう。)以後に設置する特定事業場(昭和46年11月1日前から建設工事中のものを除く。)をいう。

6 印の基準(窒素含有量及びりん含有量)は、平成11年4月1日から業種区分ごとの上乗せ排水基準が設定されている。(2(2)カ「窒素含有量及びりん含有量に係る上乗せ排水基準」を参照)

7 規制基準の「新設」とは、昭和46年9月11日(廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日。生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質に係る日本標準産業分類表に定める食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く。)卸売・小売業、飲食店又はサービス業(廃棄物の最終処分場を除く。))に属する工場等にあつて1日当たりの排水の量が50m³未満のものにあつては平成10年4月1日。水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)、大腸菌群数、臭気、色汚染度及び温度に係る2(2)ウに規定する旅館業に属する工場等にあつては昭和49年12月1日。以下「基準適用日」という。)以後に設置された工場等(基準適用日前から設置の工事がされているものを除く。)をいう。

ただし、基準適用日前に設置した工場等(基準適用日前から設置の工事がされているものを含み、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満のものを除く。)にあつては、基準適用日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設を設置する工場等にあつては、当該特定施設が定められた日)以後に特定施設を設置して新たに特定事業場となったものを含む。

8 規制基準は、畜舎に係る排水には、適用しない。

9 規制基準の水素イオン濃度に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出ししている温泉(温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。)を利用する工場等に係る排水については、適用しない。

10 規制基準の色汚染度に係る許容限度は、自然現象に起因するものについては、適用しない。

11 規制基準の温泉に係る許容限度は、1日当たりの平均的な排水の量が300m³未満の排水口については、適用しない。

イ し尿その他生活に起因する排水のみを排出する工場等であってし尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員（以下「処理対象人員」という。）が50人以下のし尿浄化槽を除く。）又は下水道終末処理施設のみを設置する工場等に係る排水についての排水基準及び規制基準

（ア） し尿浄化槽以外のし尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する工場等

項目	許容限度	
	上乘せ排水基準 (mg/L)	規制基準 (mg/L)
生物化学的酸素要求量	25 (20)	25
化学的酸素要求量	25 (20)	25
浮遊物質	70 (50)	70

- 備考 1 ()内の数値は、日間平均を示す。
- 2 生物化学的酸素要求量に係る上乘せ排水基準は湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る上乘せ排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。
- 3 規制基準は、2(2)ウに規定する旅館業に該当する工場等に設置されるし尿処理施設から排出される排水には適用しない。

（イ） 処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽を設置する工場等

項目	許容限度			
	上乘せ排水基準 (mg/L)		規制基準 (mg/L)	
	新設	新設以外	新設	新設以外
生物化学的酸素要求量	25(20)	40(30)	25	40
化学的酸素要求量	25(20)	40(30)	25	40
浮遊物質	70(50)	80(60)	70	80

- 備考 1 上乘せ排水基準及び規制基準の「新設」とは、平成10年4月1日以降に設置した工場等（同日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。
- 2 ()内の数値は、日間平均を示す。
- 3 生物化学的酸素要求量に係る上乘せ排水基準は湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る上乘せ排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。
- 4 規制基準は、2(2)ウに規定する旅館業に該当する工場等に設置されるし尿処理施設から排出される排水には適用しない。

(ウ) 処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽を設置する工場等

項目	許 容 限 度					
	上 乗 せ 排 水 基 準 (mg/L)			規 制 基 準 (mg/L)		
	新 設	新設以外		新 設	新設以外	
		合併処理	合併処理以外		合併処理	合併処理以外
生物化学的酸素要求量	40(30)	80(60)	120(90)	40	80	120
化学的酸素要求量	40(30)	80(60)	120(90)	40	80	120
浮遊物質	80(60)	160(120)	180(140)	80	160	160

- 備考 1 上乗せ排水基準及び規制基準の「新設」とは、平成4年4月1日以降に設置した工場等（同日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。
- 2 「合併処理」とは、し尿と併せて雑排水（炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいい、工場排水その他の特殊な排水を除く。）を処理する工場等（地域特定施設のみを設置する特定事業場を含む。）をいう。
- 3 （ ）内の数値は、日間平均を示す。
- 4 生物化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は海域以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は海域に排出される排水について適用する。
- 5 上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満である特定事業場から排出される排水については、適用しない。

(エ) 処理対象人員が51人以上200人以下のし尿浄化槽を設置する工場等

項目	許 容 限 度	
	規制基準 (mg/L)	
	新設	新設以外
生物化学的酸素要求量	40	130
化学的酸素要求量	40	130
浮遊物質	80	160

- 備考 「新設」とは、平成10年4月1日以後に設置した工場等（同日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。

ウ 旅館業の用に供する施設等を設置する工場等の排水基準及び規制基準

項目	工場等の種類 (1日当たりの平均 的な排出水量)	許 容 限 度			
		一律排水基準又は上乗せ排水基準 (mg/L)		規制基準 (mg/L)	
		新設	新設以外	新設	新設以外
生物化学的酸 素要求量	100m ³ 未満	25(20)	130(100)	25	130
	100 m ³ 以上	25(20)	90(60)	25	90
化学的酸素要 求量	100 m ³ 未満	25(20)	130(100)	25	130
	100 m ³ 以上	25(20)	90(60)	25	90
浮遊物質 量	100 m ³ 未満	50(40)	200(150)	50	200
	100 m ³ 以上	50(40)	160(120)	50	160

- 備考 1 旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。以下同じ。）の用に供する施設等のみを設置する特定事業場から排出される排水には一律排水基準又は上乗せ排水基準を適用し、旅館業に属する工場等（これらの工場等から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。以下同じ。）を処理するための工場等を含む。）で1日当たりの排水の量が20m³以上のものには、規制基準を適用する。
- 2 上乗せ排水基準の「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置する特定事業場（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。
- 3 印の基準は上乗せ排水基準を示す。
- 4 ()内の数値は、日間平均を示す。
- 5 上乗せ排水基準のうち、生物化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。
- 6 一律排水基準又は上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³未満である特定事業場から排出される排水については、適用しない。
- 7 規制基準の「新設」とは、昭和49年12月1日以後に設置した工場等（同日前から設置の工事がされているものを除く。）であって、1日当たりの排水の量が50m³以上のもの又は平成10年4月1日以後に設置した工場等（同日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。

エ 畜舎等のみを設置する特定事業場の排水に係る排水基準

項目	特定事業場の種類	許容限度
		上乗せ排水基準 (大腸菌群数を除き mg/L)
生物化学的酸素要求量	畜舎等を設置する特定事業場であつて、1日当たりの平均的な排水の量が50m ³ 未満であるもののうち、総面積が300m ² 以上の豚房施設又は200m ² 以上の牛房施設のみを設置する特定事業場	160 (120)
化学的酸素要求量		160 (120)
浮遊物質		200 (150)
大腸菌群数		3,000 個/cm ³

備考 1 「畜舎等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - ア 豚房施設（豚房の総面積が50m²未満の事業場に係るものを除く。）
 - イ 牛房施設（牛房の総面積が200m²未満の事業場に係るものを除く。）
 - ウ 馬房施設（馬房の総面積が500m²未満の事業場に係るものを除く。）
- (2) (1)に掲げる施設を設置する2以上の特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く。）
- 2 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼及び海域以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は湖沼又は海域に排出される排水について適用する。
- 3 ()内及び大腸菌群数の項目の数値は、日間平均である。

オ 日本標準産業分類表に定める食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、卸売・小売業、飲食店又はサービス業（最終処分場を除く。）に属する工場等であつて1日当たりの排水量が20m³未満のもの（2（2）イの工場等に該当するものを除く。）当該工場等であつて平成10年4月1日前に設置された1日当たりの排水の量が50m³未満のもの（同日前から設置の工事がされているものを含み、2（2）イ又は2（2）ウの事業所に該当するものを除く。）又はし尿その他生活に起因する排水のみを排出する工場等（2（2）イ又は2（2）ウの工場等に該当するものを除く。）に係る排水についての規制基準

項目	許容限度
	規制基準 (mg/L)
生物化学的酸素要求量	130
化学的酸素要求量	130
浮遊物質	160

備考 この規制基準は、畜舎及び廃棄物の最終処分場に係る排水については、適用しない。

カ 特定事業場から排出される排出水の窒素含有量及びりん含有量に係る排水基準

項目	業種その他の区分	許 容 限 度	
		上乗せ排水基準 (mg/L)	
		新設	新設以外
窒素含有量	1 しょう油・食用アミノ酸製造業	60 (30)	80 (40)
	2 食料品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20 (10)	30 (15)
	3 アンモニア製造業	60 (30)	80 (40)
	4 その他の無機化学工業製品製造業 （窒素又はその化合物を原料又は触媒として使用するものに限る。）	80 (40)	100 (50)
	5 脂肪族系中間物製造業 （窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	80 (40)	100 (50)
	6 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 （窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	100 (50)	
	7 合成ゴム製造業 （窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものに限る。）	80 (40)	100 (50)
	8 その他の有機化学工業製品製造業 （窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	30 (15)	40 (20)
	9 医薬品原薬製造業 （窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	40 (20)	50 (40)
	10 化学工業（3の項から前項までに掲げるものを除く。）	16 (8)	20 (10)
	11 鉄鋼業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するものに限る。）	80 (40)	100
	12 鉄鋼業（前項に掲げるものを除く。）	16 (8)	20 (10)
	13 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業	100 (50)	
	14 核燃料製造業	100 (50)	
	15 電気めっき業、溶融めっき業及びアルマイト加工業 （窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	100 (50)	
	16 民生用電気機械器具製造業 （窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	40 (20)	60 (30)
	17 自動車・同附属品製造業 （窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	40 (20)	50 (25)
	18 製造業（1の項から前項までに掲げるものを除く。）	20 (10)	40 (20)
	19 下水道業	20 (10)	30 (20)
	20 し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上のものに限る。）	20 (10)	50 (30)
	21 産業廃棄物処分業 （窒素又はその化合物を含む廃液を処分するものに限る。）	40 (20)	80 (60)
	22 1の項から前項までに分類されないもの	30 (20)	50 (30)

項目	業種その他の区分	許 容 限 度	
		上乗せ排水基準 (mg/L)	
		新設	新設以外
り ん 含 有 量	1 味そ製造業	3 (1.5)	
	2 しょう油・食用アミノ酸製造業	3 (1.5)	6 (3)
	3 植物油脂製造業 (燐又はその化合物を脱ガム剤として使用するものに限る。)	3 (1.5)	
	4 そう(惣)菜製造業	3 (1.5)	8 (4)
	5 食料品製造業(1の項から前項に掲げるものを除く。)	2 (1)	6 (3)
	6 脂肪族系中間物製造業 (燐又はその化合物を原料,触媒又は中和剤として使用するものに限る。)	8 (4)	13
	7 医薬品原薬製造業 (燐又はその化合物を原料として使用するものに限る。)	2 (1)	8 (4)
	8 鉄鋼業	1 (0.5)	2 (1)
	9 電気めっき業、溶融めっき業及びアルマイト加工業 (燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	2 (1)	
	10 金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	1.5 (1)	4 (2)
	11 民生用電気機械器具製造業 (燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	2 (1)	12 (6)
	12 自動車・同附属品製造業 (燐又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	2 (1)	
	13 製造業(1の項から前項までに掲げるものを除く。)	2 (1)	4 (2)
	14 下水道業	1 (0.5)	4 (2)
	15 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上のものに限る。)	2 (1)	8 (4)
	16 産業廃棄物処分業 (燐又はその化合物を含む廃液を処分するものに限る。)	2 (1)	8 (4)
	17 1の項から前項までに分類されないもの	4 (2)	8 (4)

- 備考
- 「新設」とは、平成11年4月1日(水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設に係る場合にあつて、は当該特定施設が定められた日をいう。以下この備考において同じ。)以後に設置する特定事業場(平成11年4月1日前から建設工事中のものを除く。以下「新設事業場」という。)をいう。
 - ()内の数値は、日間平均を示す。
 - この表に掲げる排水基準は、東京湾(館山市洲崎から三浦市剣崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。)及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水についてのみ適用する。
 - 新設事業場以外の特定事業場で平成11年4月1日前において2以上の業種その他の区分に属するものから排出される排水水については、この表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
 - 新設事業場以外の特定事業場で平成11年4月1日以後に同日前において属していた業種その他の区分以外の業種その他の区分に属することとなったものから排出される排水水につい

- ては、この表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち同日において適用される許容限度のものを適用する。
- 6 新設事業場で2以上の業種その他の区分に属する特定事業場から排出される排水については、この表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準（水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに属することとなった業種その他の区分（以下「追加業種等」という。）に係るものを除く。）のうち、最小の許容限度のもの（追加業種等を除いた当該特定事業場が属する業種その他の区分が1であるときは、当該業種その他の区分に係る排水基準）を適用する。
 - 7 この表に掲げる排水基準は、工場等に係る汚水等を処理する特定事業場に属する排水については、当該特定事業場が当該工場等の属する区分に属するものとみなして適用する。この場合において、当該工場等が属する区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4から6までの規定を準用する。
 - 8 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満である特定事業場から排出される排水については、適用しない。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 施行日の前日において設置されているし尿浄化槽（し尿のみを処理するものに限る。）のみを設置する特定事業場でし尿及び雑排水（炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い排出される水をいい、工場排水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）のみを排出するものから排出される排水については、改正後の別表第3の4の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 施行日の前日において設置されている特定事業場でし尿浄化槽（し尿のみを処理するものに限る。）に係る水及び雑排水のみを直接公共水域に排出する排水口を設置しているものから排出される排水（前項の排水を除く。）については、改正後の別表第3の4の規定は、平成16年9月30日までは、適用しない。
- 5 下水道業に属する特定事業場のうち、下水道終末処理施設（2以上の下水道終末処理場から生じた汚泥を処理する施設に係る水を処理するものを除く。）を設置するものから排出される排水に係る改正後の別表第3の4の適用については、当分の間、同表の4の表窒素含有量の項新設以外の場合の欄中「30」とあるのは「40」と、「20」とあるのは「30」とし、同表燐含有量の項新設以外の場合の欄中「4」とあるのは「5」と、「2」とあるのは「3」とする。
- 6 下水道業に属する特定事業場のうち、下水道終末処理施設（2以上の下水道終末処理場から生じた汚泥を処理する施設に係る水を処理するものに限る。）を設置するものから排出される排水に係る改正後の別表第3の4の適用については、当分の間、同表の4の表窒素含有量の項新設以外の場合の欄中「30」とあるのは「50」と、「20」とあるのは「40」とし、同表燐含有量の項新設以外の場合の欄中「4」とあるのは「7」と、「2」とあるのは「5」とする。

3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11.12.27 総令67）別表第2

対 象	排出基準
ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2第1号から第16号までに掲げる施設	10pg - TEQ/L

4 土壤汚染に関する基準（抜粋）

条例施行規則別表第15

特定有害物質等の種類	溶出量基準値 (mg / 検液 1 L)	含有量基準値 (ダイオキシン類を除き mg / 乾土 1 kg)
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.01	カドミウムとして9
シアン化合物	検出されないこと。	
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。	
鉛及びその化合物	鉛として0.01	鉛として600
六価クロム化合物	六価クロムとして0.05	
砒素及びその化合物	砒素として0.01	砒素として50
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として0.0005	水銀として3
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
P C B	検出されないこと。	
トリクロロエチレン	0.03	
テトラクロロエチレン	0.01	
ジクロロメタン	0.02	
四塩化炭素	0.002	
1, 2 - ジクロロエタン	0.004	
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02	
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04	
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1	
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006	
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002	
チウラム	0.006	
シマジン	0.003	
チオベンカルブ	0.02	
ベンゼン	0.01	
セレン及びその化合物	セレンとして0.01	
ほう素及びその化合物	ほう素として1	
ふっ素及びその化合物	ふっ素として0.8	
ダイオキシン類		ダイオキシン類として 1,000pg - TEQ/g・乾土

- 備考 1 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物並びにセレン及びその化合物に係る溶出量基準値にあっては、汚染土壤が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg 及び 0.01mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、及び 0.03mg とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、備考 3 に定める測定の方法により土壤の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 特定有害物質等の溶出量の測定の方法は、土壤の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）に定める方法によるものとする。
- 4 特定有害物質等の含有量の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
市長が別に定める方法
- (2) ダイオキシン類
環境庁告示第68号に定める土壌の測定の方法

5 指定区域の指定に係る基準及び特定有害物質による地下水汚染を経由した健康被害を防止するための措置基準（抜粋）

土壤汚染対策法施行規則別表第2、第3、第4

基準 特定有害物質の種類	指定基準		措置基準
	溶出量基準 (mg / 検液 1 L)	含有量基準 (mg / 土壌 1 kg)	第二溶出量基準 (mg / 検液 1 L)
カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
シマジン	0.003 以下		0.03 以下
シアン化合物	検出されないこと	遊離シアン 50 以下	1 以下
チオベンカルブ	0.02 以下		0.2 以下
四塩化炭素	0.002 以下		0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下		0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下		0.2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		0.4 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下		0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下		0.2 以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005 以下 アルキル水銀 検出されないこと	水銀 15 以下	水銀 0.005 以下 アルキル水銀 検出されないこと
セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下		0.1 以下
チウラム	0.006 以下		0.06 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下		3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下		0.06 以下
トリクロロエチレン	0.03 以下		0.3 以下
鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	24 以下
ベンゼン	0.01 以下		0.1 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	30 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		0.003 以下
有機りん化合物	検出されないこと		1 以下

6 地下水の浄化基準(抜粋)

条例施行規則別表第16

特定有害物質等の種類	基準値 (ダイオキシン類を除き mg/L)
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.01
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	検出されないこと。
鉛及びその化合物	鉛として0.01
六価クロム化合物	六価クロムとして0.05
砒素及びその化合物	砒素として0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.03
テトラクロロエチレン	0.01
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1, 2 - ジクロロエタン	0.004
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン及びその化合物	セレンとして0.01
ほう素及びその化合物	ほう素として1
ふっ素及びその化合物	ふっ素として0.8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物(し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この表において同じ。)	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10
ダイオキシン類	1 pg TEQ/L

備考 1 「検出されないこと。」とは、備考3に定める測定の方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

7 特定地下浸透水の有害物質を含むものとしての要件（抜粋）

水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法

（平成1.8.21環告39）

有害物質の種類	備考 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.001
シアン化合物	0.1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメチン及びEPNに限る。）	0.1
鉛及びその化合物	0.005
六価クロム化合物	0.04
砒素及びその化合物	0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005
アルキル水銀化合物	0.0005
ポリ塩化ビフェニル	0.0005
トリクロロエチレン	0.002
テトラクロロエチレン	0.0005
ジクロロメタン	0.002
四塩化炭素	0.0002
1, 2 ジクロロエタン	0.0004
1, 1 - ジクロロエチレン	0.002
シス-1, 2 - ジクロロエチレン	0.004
1, 1, 1 - トリクロロエタン	0.0005
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.0006
1, 3 ジクロロプロペン	0.0002
チウラム	0.0006
シマジン	0.0003
チオベンカルブ	0.002
ベンゼン	0.001
セレン及びその化合物	0.002
ほう素及びその化合物	0.2
ふっ素及びその化合物	0.2
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7 亜硝酸性窒素 0.2 硝酸性窒素 0.2

「当該有害物質が検出されること。」とはその結果が備考の値以上の有害物質が検出される場合である。

8 地下水の水質の浄化に係る措置命令の必要な限度（抜粋）

水質汚濁防止法施行規則第9条の3別表

有害物質の種類	基準値 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01
シアン化合物	検出されないこと
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメチン及びEPNに限る。）	検出されないこと
鉛及びその化合物	鉛 0.01
六価クロム化合物	六価クロム 0.05
砒素及びその化合物	砒素 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03
テトラクロロエチレン	0.01
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1, 2 ジクロロエタン	0.004
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04
1, 1, 1 - トリクロロエタン	1
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006
1, 3 ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.003
シマジン	0.0003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン及びその化合物	セレン 0.01
ほう素及びその化合物	ほう素 1
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10

「当該有害物質が検出されないこと」とはその結果が測定方法の定量限界を下回ることをいう。

年表

- 1 水質關係年表 2 2 3
(昭和45年10月~平成18年3月)
- 2 地盤沈下關係年表 2 3 6
(明治24年 ~平成18年3月)

1 水質関係年表

年月日	川崎市に関する事項	参考事項
S45.10.1 (1970)	・衛生局公害部指導課水質保全係を新設する。	12.25 ・「水質汚濁防止法」が公布される。(施行S.46.6.24)
S46.4.1 (1971)	・川崎市が指定都市となる。	3.12 ・「神奈川県公害防止条例」(旧条例)が公布される。(施行S.47.9.11)
10.15	・市独自の水質監視計画に基づき、河川12地点、海域12地点の定期水質調査を開始する。	7.1 ・「環境庁」が発足する。
S47.3.28 (1972)	・公害局を新設する。 規制第2課(水質係、地盤沈下係)を設置 公害研究所、水質課を設置 監視センター(大気部門)を設置	12.28 ・「水質汚濁に係る環境基準」が告示される。
4.1	・「川崎市公害防止条例」を公布する。 (施行S.47.9.27)	6.5 ・スウェーデンのストックホルムで「国連人間環境会議」が開催される。 第27回国連総会で6月5日を「世界環境デー」とする。
10.2	・PCB使用工場、下水処理、日用品類、公共用水域の水質・底質・魚類、地下水、水田土壌及び大気等についてPCB汚染の実態調査を行う	9.28 ・「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」が公布される。(畜産関係施設を特定施設に追加) (施行S.47.10.1)
S48.5.2 (1973)	・市長、東京湾を囲む1都2県11市に対して、広域公害対策の推進について協力を要請する。	12.19 ・「公害対策基本法」に基づく「神奈川県公害防止計画」が策定される。
5.21	・川崎市長、横浜市長が共同で東京湾岸都市の広域公害対策に係る首長会議の開催を提唱する。	6.5 ・「日本環境週間」がスタートする。(6月5日を初日とする1週間)

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
S48. 6.26 (1973)	・東京湾を囲む都市の公害対策会議を川崎市で開催する。	
10. 4	・市域の東京湾岸の底質から総水銀が検出され、水銀使用 3工場 (味の素、昭和電工、セントラル化学)と「公共用水域における底質の浚渫に関する協定」を締結する。	
12.15	・川崎市公害研究所が完成する。	
S49. 5. (1974)	・公害研究所に水質検査車を導入する。	5.30 底質の処理・処分等に関する暫定指導指針が制定される。
12. 6	・多摩区王禅寺黒須田川流域のカドミウム汚染緊急対策として、対策会議を設置し産米の一時使用停止や環境調査等実施する。	9.30 水質汚濁に係る環境基準の一部改正が告示される。 (水銀の基準強化)
S50. 6.12 (1975)	川崎港の京浜運河で多量の魚が浮上、海水から高濃度のシアンが検出される。原因は S工場の排水であると判明する。	11.12 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。(旅館業、研究機関に関する施設を特定施設に追加) (施行 S49.12. 1)
6.22	・川崎市長、神奈川県知事、東京都知事及び環境庁長官が多摩川及び流域を視察する。	2. 3 水質汚濁に係る環境基準の一部改正が告示される。 (PCBの設定)
8.18	・六価クロム使用工場等の緊急実態調査を開始する。	

年 月 日	川 崎 市 に 関 する 事 項	参 考 事 項
S50. 8.22 (1975)	・東京湾を囲む 27自治体の参加による「東京湾岸自治体公害対策会議」の発会式を川崎市で開催する。	
9.28	・多摩川流域の環境浄化のため、流域自治体と国の関係機関により「多摩川流域環境保全対策連絡会議」を開催し、対策要綱を定める。	10.28 底質除去基準が設定される。 (水銀, PCB)
S51. 6. 8 (1976)	・東京湾岸自治体公害対策会議の事業として、東京湾汚濁実態調査及び海上パレードを実施する。(以後,毎年実施)	5.25 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。(水道施設、中央卸売市場を特定施設に追加)
10. 1	・東京湾岸自治体公害対策会議事業の一環として湾岸の大手工場等を対象に排水の一斉立入調査を実施する。(以後,毎年実施)	(S.51. 6. 1)
10. 4	・「川崎市環境影響評価に関する条例」を公布する。 (施行 S.52. 7. 1)	
S53. 2. 8 (1977)	・皇太子殿下 (現 :今上天皇) が公害研究所を視察する。	
4. 1	・機構改革を実施する。 規制第 2課を水質課に改める。 公害研究所水質課を研究第 2課に改める。	3.31 神奈川県公害防止条例が公布される。(施行 S.53. 9.30)
S53. (1978)		6.13 水質汚濁防止法の一部を改正する法律が公布される。 (水質総量規制制度を制定) (施行 S.54. 6.12)

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
S54. 6.30 (1979)	・工場廃液を流出させたK工場を水質汚濁防止法違反で告発する。	5. 8 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。(病院,一般廃棄物処理施設を特定施設に追加)
12. 7	・廃液処理中に有害ガス(硫化水素)漏出事故を起こしたM工場に対し、操業停止を命ずる。	(施行 S.54. 5.10)
12.21	・大量の廃油流出事故を起こしたU工場に対し、操業の一部停止を命ずる。	12. 1 ・六都県市東京湾二次汚濁問題広域連絡会」が発足する。
S55. 6. 2 (1980)	・生活クラブ生活協同組合が母体となり、合成洗剤追放の条例制定直接請求を行う	6.13 ・東京湾水質総量規制に係る「神奈川県総量規制基準」(第1次)が告示される。
7. 1	・市議会、直接請求による合成洗剤追放条例案を否決するも、議員提案による「川崎市合成洗剤審議会条例」を可決、公布する。 (施行 S55. 7.16, 廃止 S58.10. 4)	
7. 3	・環境庁長官、多摩川流域環境保全対策連絡協議会の要望により多摩川流域を視察する。	
S56. 3.31 (1981)	・環境水質測定所を高津区の平瀬川に設置する。	11.30 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。(たばこ製造業、印刷業、自動車分解整備業、産業廃棄物処理業を特定施設に追加)
9	・大都市水質主管担当者会議を開催する。	(施行 S.57. 1. 1)
S57. 3.18 (1982)	・環境水質測定所を多摩区の登戸排水路、二ヶ領用水の上河原取水、高津区の矢上川にそれぞれ設置する。	6. 1 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。(地方卸売市場を特定施設に追加) (施行 S.57. 1. 1)

年 月 日	川 崎 市 に 関 する 事 項	参 考 事 項
S58. 3.31 (1983)	・環境水質測定所及び工場・事業所と公害監視センターをテレメーターで結ぶ「水質自動監視システム」が完成する。	
3.31	・環境水質測定所を麻生区の麻生川、真福寺川にそれぞれ設置する。	
4. 1	・公害監視センターに水質測定係を設置する。	
4. 3	・川崎市合成洗剤審議会から「合成洗剤問題への川崎市の対応指針について」答申が出される。 (諮問 S.55.12.16)	
7. 2	・市における洗剤に係る具体的対策を策定し、その総合的かつ円滑な推進を図るため「川崎市洗剤対策推進委員会」を設置する。	
7.22	・市内の公共用水域における生活排水による水質汚濁の防止を図るため、「川崎市生活排水対策委員会」を設置する。	
8. 1	・「川崎市洗剤対策推進方針」を策定する。	
S59. 3.31 (1984)	・環境水質測定所を高津区の有馬川、多摩区の三沢川にそれぞれ設置する。	
4. 1	・「川崎市生活排水対策推進要綱」を施行する。	
5.17	・「川崎市二ヶ領用水水質浄化対策委員会」を設置する。 (廃止 H.4. 7.21)	
6.22	・シアン流出事故を起こした P工場に対し、水質汚濁防止法に基づき特定施設の使用一部停止及び汚水等の処理方法の改善を命ずる。	8.22 ・トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針が策定される。

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
S59. 9.26 (1984)	・アルカリ性 酸性廃液流出事故を起こしたS工場に 対し、水質汚濁防止法に基づき汚水等の処理方法 の改善を命ずる。	
S60. 3.31 (1985) 12	・環境水質測定所を京浜運河に設置する。 ・生物調査結果 (S55 ~ 59 年)をまとめ「生物マップ」 を作成する。(昭和 60 年度県市町村行政デザイン 展の「リーフレット部門」で「企画賞」を受賞)	
S61. 4. 1 (1986)	・公害局、環境保全局、企画調整局環境管理部の 2 局 1部が合併して新たに環境保全局として発足す る。	
10. 1	・公害研究所研究第 2課を水質研究担当に改める。	
S62. 6.21 (1987)	・水辺に親しむ親子教室」を開設する。 下布田小学校 (以後、場所、学校を変更して、毎年実施)	5.15 ・東京湾水質総量規制に係る 「神奈川県総量規制基準」(第 2 次)が告示される。
S63. 4.19 (1988)	・川崎市環境問題研究委員会より「川崎市における 豊かな都市環境の創造に向けて」(21世紀をめ ざす新たな環境政策の確立)が提言される。	8.26 ・水質汚濁防止法施行令の一部 を改正する政令が公布される。 (ちゅう房施設を特定施設に追 加) (施行 S.63.10. 1)
H元. 2.13 (1989)	・ゴルフ場農薬問題に関する水質調査を実施する。	3.29 ・水質汚濁防止法施行令の一部 を改正する政令が公布され る。(有害物質にトリクロロエレン 及びテトラクロロエレンを追加) (施行 H.元.10. 1)
3.23	・水質汚濁防止法に基づく地下水質の定期調査を 開始する。	4.20 ・四塩化炭素の排出に係る暫定 指導指針が制定される。
10		

年 月 日	川 崎 市 に 関 する 事 項	参 考 事 項
H元.10.18 (1989)	<p>・関東地方水質汚濁対策連絡協議会で、連合水質事故対策訓練を実施する。 (高津区二子地先の多摩川河川敷)</p>	<p>4.26 ・神奈川県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」が策定される。</p> <p>6.28 ・水質汚濁防止法の一部を改正する法律が公布される。 (地下浸透水の浸透の制限、地下水の監視、事故時の処置等に関する規程を整備) (施行 H.元.10. 1)</p> <p>11.30 ・六都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会発足 (六都県市東京湾二次汚濁問題広域連絡会は廃止)</p>
H 2. 4. 1 (1990) 9	<p>・川崎市有機塩素系化学物質対策に関する庁内連絡会議」を設置する。</p> <p>・市内全域を対象とした「地下水質概況調査」(3カ年計画)を開始する。</p>	<p>5.24 ・「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針」が制定される。</p> <p>8. 1 ・水質汚濁防止法等の一部を改正する法律が公布される。(生活排水対策を推進するための制度的枠組みを整備) (施行 H.2. 9. 22)</p> <p>9.14 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。 (指定地域特定施設の規程) (施行 H.2. 9. 22)</p>

年 月 日	川 崎 市 に 関 する 事 項	参 考 事 項
H 3. 8. 6 (1991)	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み多摩川教室」を開催する。 高津区二子玉川河川敷 (以後、国土交通省、多摩川流域協議会等と共同で毎年実施) 	<p>4.16 ・神奈川県・市町村生活排水対策推進協議会」が発足する。</p> <p>5.31 ・東京湾水質総量規制に係る神奈川県総量規制基準」(第3次)が告示される。</p>
9. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ゴルフ場農薬環境問題連絡会」を設置する。 	
12.25	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市環境基本条例」を公布する。 	<p>7. 1 七都県市首脳会議に基づく東京湾富栄養化対策指導指針」が施行される。</p> <p>7.26 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。 (トリクロロエチレン等による洗浄施設、蒸留施設を特定施設に追加) (施行 H. 3.10. 1)</p> <p>8.23 ・公害対策基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」が告示される。</p>
H 4. 3. 2 (1992)	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市公害対策審議会から川崎市における河川の水質管理計画について」答申が出される。 (諮問 H.2. 2.15) 	<p>6. 3 ・ブラジルのリオデジャネイロで地球サミット(環境と開発に関する国連会議)」が開催される。</p>
4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市先端産業環境対策指針」を制定する。 	<p>12.21 ・水道水の水質基準が改正される。</p>
7. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・七都県市首脳会議に基づき、東京湾に係るりん・窒素削減指導要領」を制定する。 	<p>(適用 H.5.12.21)</p>

年 月 日	川 崎 市 に 関 する 事 項	参 考 事 項
H 4. 7.21 (1992)	・川崎市河川水質管理計画推進委員会」を設置する。(川崎市二ヶ領用水水質浄化対策委員会」を廃止)	
9. 1	・矢都市水質主管担当者会議」を開催する。 中原区小杉 (ユニオンビル)	
H 5. 3.31 (1993)	・登戸環境水質測定所を測定終了とし廃止する。	3. 8 ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正が告示される。(健康項目 15 項目の追加、鉛、ヒ素の基準の見直し、要監視項目及び指針値の設定等)
4. 1	・川崎市河川水質管理計画」を策定する。	
4.21	・川崎市公害対策審議会から川崎市における土壌汚染対策について」答申が出される。 (諮問 H. 5. 2. 2)	8.27 ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正が告示される。(窒素・燐の海域の環境基準を設定)
5	・多摩川、登戸排水路付近で多量の魚が浮く。 コイ、フナ等約 1000 匹、pH10.4、原因不明	8.27. ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。(海域に窒素・燐の排水基準を設定)
7. 1	・プールにおけるトンボ幼虫 (ヤゴ)の分布を調査する。(市内小学校 19 校で実施)	11.19 環境基本法が公布される。(公害対策基本法が廃止)
7. 1	・川崎市土壌汚染対策指導要綱」を制定する。	12.27 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。(有害物質に 13 項目を追加) (施行 H. 6. 2. 1)
10. 1	・川崎市異常水質事故対策要領」を制定する。	2.21 ・土壌の汚染に係る環境基準の一部改正が告示される。(有害物質に 15 項目を追加)
H 6. 2 (1994)	・川崎市環境基本計画を策定する。	
3	・公害監視センターの水質自動監視システムを更新する。	

年月日	川崎市に関する事項	参考事項
H 6. 5 (1994)	・プールにおけるトンボ幼虫(ヤゴ)の分布を調査する。(市内小学校 20 校で実施)	3. 4 特定水道利水障害の防止の水質保全に関する特別措置法が公布される。(施行 H. 6. 5.10)
H 7. 4 (1995)	・東京湾岸自治体公害対策会議の輪番代表幹事となる。(H. 7. 4~H. 8. 3)	2.28 公共用水域(東京湾・大阪湾)が該当する全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型の指定が告示される。
5	・「川崎市土壌汚染対策指導要綱」を一部改正する。 ・プールにおけるトンボ幼虫(ヤゴ)の分布を調査する。(市内小学校 20 校で実施)	9. 1 東京湾水質総量規制に係る「神奈川県総量規制基準」(第 4 次)が告示される。
H 8. 1 (1996)	・七都府市首脳会議環境問題対策委員会 水質改善専門部会の輪番幹事となる。(H. 8. 1~H. 8.12)	10. 1 水質汚濁防止法の一部を改正する法律が施行される。(地下水の水質の浄化に係る措置命令、油に係る事故時の措置)
H 9. 4. 1 (1997)	・環境保全局と生活環境局が合併して、新たに環境局として発足する。	3.13 地下水の水質汚濁に係る環境基準が告示される。
7. 2	・東京湾において、原油タンカーからの油流出事故が起こる。	
H10. 6 (1998)	・名古屋市の T 社に端を発した、電気機械器具製造業の地下水汚染問題が、市議会等で取り上げられる。	4. 1 水質汚濁防止法の一部を改正する法律が施行される。(地下水の水質の浄化に係る措置命令、油に係る事故時の措置)

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H10 (1998)		12.22 ・水質汚濁防止法第3条第3項に基づく窒素・燐の上乗せ排水基準が告示される。
H11 (1999)		2.22 ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正が告示される。 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素を有害物質に追加)
		7.16 ・ダイオキシン類対策特別措置法が公布される。 (施行 H.12. 1.15)
12.24	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」を公布する。(施行 H.12.12.20)	12.27 ・ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌汚濁に係る環境基準が告示される。(環境庁告示第68号) (基準適用 H.12. 1.15)
H12.12. 1 (2000)	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」を公布する。(施行 H.12.12.20)	3.24 ・藤沢市内のE社の廃棄物焼却施設から排出された排水が原因で、地引川水系で高濃度ダイオキシン類が検出されたことに伴い、環境省が対応を発表する。
12. 1	・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」の規程に基づき、開発行為等に関する工事公害の防止に関する指針」、環境への負荷の低減に関する指針」、環境負荷低減行動計画に関する指針」、川崎市生活排水対策に関する指針」等を定める。(適用 H.12.12.20)	
H13 (2001)		1. 6 ・中央省庁の再編成に伴い、環境省が発足する。

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H13. 4 (2001)	<p>・東京湾岸自治体環境保全会議の輪番代表幹事となる。(H13.4～H14.3)</p>	<p>3.28 ・土壌の汚染に係る環境基準について」の一部改正が告示される。(ふっ素、ほう素の環境基準を追加)</p> <p>3.30 ・水質汚濁に係る環境基準が告示される。(水域類型の指定の見直しにより、多摩川中・下流(拝島橋より下流)をB類型に指定)</p> <p>6.13 ・水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布される。(有害物質及び特定施設の追加)(施行H. 13. 7. 1)</p> <p>6.29 ・水質汚濁防止法による化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部改正が告示される。(施行H. 13. 7. 1)</p>
9.21	<p>・川崎市環境保全審議会から「川崎市における地下水保全対策のあり方について」答申が出される。(諮問H. 12. 11. 24)</p>	
H14.3.29 (2002)	<p>・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正を公布する。(ふっ素、ほう素を土壌汚染に関する基準に追加)(施行H14.7.1)</p>	
6.11	<p>・ダイオキシン類の水質排出基準に違反したD社に対して、ダイオキシン類対策特別措置法により特定施設の改善及び使用の一時停止を命じる。</p>	<p>5.29 ・土壌汚染対策法が公布される。(施行H15.2.15)</p>

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H14.7 (2002)	・川崎市地下水保全計画」を作成する。	
H15.1 (2003)	・八都県市首脳会議環境問題対策委員会水質専門部会の輪番幹事となる (H15.1～15.12)	10.7 ・水質汚濁に係る環境基準が告示される。(二ヶ領本川、平瀬川をB類型、三沢川をC類型に指定)
12.10	・黒須田川流入水路等ダイオキシン類対策本部を解散した。	11.5 ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正が告示される。(水生生物の保全に係る水質環境基準として全亜鉛、要監視項目としてクロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒドを設定)
H16.3.12 (2004)	・川崎市河川水質管理計画環境目標値の一部見直しを行う。(五反田川、二ヶ領用水、平瀬川をAA目標、達成期間を平成21年度とした。)	3.31 ・水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行通知が出された。(要監視項目に塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン等5項目の追加、アンチモン等2項目の指針値の改正)
H16.3	・八都県市首脳会議に基づく東京湾に係る「居室素削減指導要領」(制定H4.7.1)を廃止する。	
H17.3	・市民向けパンフレット「多摩川河口干潟の生きもの」を発行。 ・ 雨水浸透ますによる浸透能調査を行う	
H18.3	・平成12年度から6年間実施した干潟の調査結果をまとめた冊子「多摩川河口干潟の生物と底質」を発行。 ・湧水地周辺整備2ヶ所整備完了。	

2 地盤沈下関係年表

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
M24. (1891)		5 ・地理調査所(国土地理院)で、 水準原点(東京都千代田区永 田町)の標高を、24.500mと決 定する。
T13. 7. 1 (1924)	・川崎市制を施行する。 (人口 50188 人, 工場数 100 余)	
S 3. (1928)		3.31 ・関東大震後の復旧測量によ り水準原点の標高 24.4140m に改正される。
S 6 (1931)	・川崎市で独自の測量を実施する。 (S. 6. ~ S.25.の間に 9回測量を実施)	
S24 (1949)		6. 3 測量法が制定される。
S28 (1953)	・地盤沈下調査として、水準測量を開始する。	
S31 (1956)		6.11 ・工業用水法が公布され、施行 される。
S32. 6 (1957)	・工業用水法に基づき、地下水の規制を行う (東海道線以東を地域指定)	
S34. 4 (1959)	・京浜地帯地盤沈下調査として、神奈川県、横浜市、 川崎市で本格的な調査が始まる。 ・観音川観測井を設置する。	

年 月 日	川 崎 市 に 関 する 事 項	参 考 事 項
S35. 5 (1960)	・六郷観測井を設置する。	
S36. 3 (1961)	・渡田観測井を設置する。	
6.	・田島観測井を設置する。	
S37. 5 (1962)	・千鳥町観測井を設置する。	5. 1
	・川崎市水準基点を設置する。 (高津区緑ヶ丘霊園内)	・建築用地下水の規制に関する法律(ビル用水法)が制定される。
10. 2	・工業用水法に基づく地下水規制の二次指定を行う (東海道線～東横線間)	10
S39. 8 (1964)	・地盤高調査を実施する。 (東横線以東の沖積平野)	・関東地区地盤沈下調査測量協議会が発足する。
S40. 3 (1965)	・川崎市地質図集()を発行する。 ・地盤高調査を実施する。 (東横線以西の沖積平野)	
S42. 8 (1967)	・川崎市における地下水塩水化についての調査報告書 を発行する。	
S45. 8 (1970)	・地盤高調査を実施する。 (東横線以東地区)	
S46.10.15 (1971)	・公害局が発足する。 規制第 2 課に水質係と地盤沈下係を設置する。	7. 1
S47. 3.28 (1972)	・「川崎市公害防止条例」を公布する。 (全市域に地下水規制, 施行 S.47. 9.27)	12.19
		・公害対策基本法に基づく、「神奈川県公害防止計画」が策定される。

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
S47 (1972) 4. 1	<p>・川崎市地質図集()を発行する。</p> <p>・川崎市が政令指定都市となる。</p>	
S49.12 (1974)	<p>・地震予知連絡会が多摩川下流域地盤隆起現象について、特別記者会見を行う</p>	
S50. 3 (1975) 10	<p>・川崎市地下水総合調査報告書を発行する。 (S47～48 調査)</p> <p>・通産省地質調査所が、富士見公園内に川崎地区水位水質観測井(1016m)を設置し観測を始める。 同時に、国立防災科学技術センターが平間に、微小地震の観測井を設置し観測を始める。</p>	
S51. 4 (1976) 5 11	<p>・京浜地帯地盤沈下調査を廃止し、神奈川県地盤沈下調査と改める。</p> <p>・地震予知連絡会が、多摩川下流域の異常隆起に関する調査結果を発表する。</p> <p>・小向、新城、坂戸、稲田の各観測井を設置する。</p>	
S53 (1978)		<p>3.31 神奈川県公害防止条例が公布される。(施行 S.53. 9.30)</p>
S56. 3. (1981)	<p>・川崎市環境地質図調査報告書を発行する。 (S.53～54 年度調査)</p>	
S57. (1982)	<p>・環境地質図説明会を開催する。</p>	

年 月 日	川 崎 市 に 関 する 事 項	参 考 事 項
S58. 3 (1983) 5	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市地質図集()を発行する。 ・観音川地盤沈下観測井を改築する。 	
S61. 4. 1 (1986)	<ul style="list-style-type: none"> ・公害局、環境保全局、企画調整局環境管理部の2局1部が合併して新たに環境保全局として発足する。 	
S63. 1 (1988)	<ul style="list-style-type: none"> ・六郷観測井を改築する。 	
H 2. 2 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ・田島観測井を改築する。 	
H 3. 1 (1991)	<ul style="list-style-type: none"> ・渡田観測井を改築する。 	
H 4. 1 (1992)	<ul style="list-style-type: none"> ・千鳥町観測井を改築する。 ・坂戸観測井をテレビ調査する。 	
H 5. 3 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> ・坂戸観測井を改築する。 	
7. 1 8	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市土壌汚染対策指導要綱」を制定する。 ・新城地盤沈下観測井をテレビ調査する。 	
H 9.11 (1997)	<ul style="list-style-type: none"> ・小向地盤沈下観測井を改築する。 	
H10.10 (1998)	<ul style="list-style-type: none"> ・稲田地盤沈下観測井を改築する。 	

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H11. 8 (1999)	・六郷、千鳥町、観音川、渡田、田島、坂戸地盤沈下のデータロガーを更新する。	
9	・新城地盤沈下観測井を改築する。	
12.24	・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」を公布する。(施行 H.12.12.20)	
H12.12. 1 (2000)	・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」を公布する。(施行 H.12.12.20)	
H15. 5.28 (2003)	・平成 15 年度関東地区地盤沈下調査測量協議会春季会議を開催する。(川崎市幹事)	
8	・全観測井(9箇所)の水位計を点検する。	
8	・観音川観測所の水位計を交換する。	
11.20	・平成 15 年度関東地区地盤沈下調査測量協議会秋季会議(神奈川県三浦市)を開催する。(川崎市幹事)	
H16. 4 (2003)	・工業用水法が神奈川県から川崎市に事務移管される。	
10	・坂戸観測所の水位計を交換する。	
H17. 5	・平成 17 年度関東地区地盤沈下調査測量協議会で川崎市における GPS 水準試験測量成果(3 年間)の発表を行う	
H17.12	・地下水の揚水に係る許可制の導入について環境審議会から答申を受ける。	

年 月 日	川 崎 市 に 関 す る 事 項	参 考 事 項
H18. 2	六郷観測所の水位計を交換する。	